

第 4 5 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成24年 7 月26日 開会

平成24年 7 月26日 閉会

南 部 町 議 会

第45回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（7月26日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○報告第13号の上程、説明、質疑	6
○報告第14号の上程、説明、質疑	8
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○閉会の宣告	23
○署名議員	25

第45回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成24年7月26日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第13号 専決処分した事項の報告について
専決第9号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 6 報告第14号 専決処分した事項の報告について
専決第10号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 7 議案第53号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第 8 議案第54号 財産の取得について（発電機）
- 第 9 議案第55号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第 10 議案第56号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	7番	根 市 勲 君
8番	河門前 正 彦 君	9番	川 井 健 雄 君
10番	中 村 善 一 君	11番	佐々木 勝 見 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	馬 場 又 彦 君
14番	立 花 寛 子 君	15番	川守田 稔 君
16番	工 藤 久 夫 君	17番	坂 本 正 紀 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（1名）

6番 沼 畑 俊 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小 萩 沢 孝 一 君	財 政 課 長	小 笠 原 覚 君
建 設 課 長	工 藤 満 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	秋 葉 真 悟		

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第45回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで、議会運営委員長から本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

本日招集されました第45回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催して協議をいたしました。決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案4件、報告2件でございます。よって、本臨時会の会期は本日7月26日の1日といたしますので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番立花寛子君、15番川守田稔君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月26日、1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

.....

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

本臨時会の上程は、町長提出議案4件、報告2件でございます。日程によりそれぞれを議題といたします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第 45 回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、天候の影響により、今年度のさくらんぼ狩りは、例年より短い21日間での開催でありましたが、そのような中、今月19日には、三八地域の7市町村と農業、菓子関係団体、産地直売施設、農業高校、研究機関などで組織する「青森なんぶ広域農業観光活性化協議会」が設立されました。設立総会においては、小職は会長という要職を仰せつかったわけではありますが、果樹の里南部町を初め、三八地域の豊富な特産果樹を活かした新たな観光商品や フルーツ関連商品の開発など、多くの関係団体が取り組むことで大々的なPRや観光客の受け入れやすい環境づくりに努め、フルーツ王国・三八を全国に発信してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第 13 号及び報告第 14 号であります。損害賠償の和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

まず、報告第 13 号であります。1 月 27 日、町道地藏前線の麦沢字長根地内において、町の所有する車両が、凍結路面でスリップし、停車していた相手方車両に衝突し、車両の一部を損壊した事故の損害賠償についての専決処分報告であります。

次に、報告第 14 号であります。6 月 12 日、町道虎渡広場線の下名久井字白山下川原地内において、町臨時職員が草刈り作業中の飛石により、相手方車両の窓ガラスを破損させ、飛び散ったガラス片により運転していた方の耳たぶを負傷した事故の損害賠償についての専決処分報告であります。負傷の程度であります。耳たぶを 2 ミリほど裂傷したもので、事故後すぐに名川病院で治療を受け、その日で治療は終わってございます。草刈作業につきましては、その日の作業は中止して、改めて安全管理の注意喚起をしたほか、作業開始前の点検強化や飛石等防護ネットを使用するなど安全就業の徹底を施したところであります。

次に、議案第 53 号から議案第 55 号までであります。財産の取得について、それぞれの購入契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第 53 号であります。更新計画に基づき、名川消防団第 1 分団及び南部消防団第 4 分団に配備するCD・I 型消防ポンプ自動車を 2 台購入契約するものであります。

次に、議案第 54 号であります。災害時の電源確保用として各消防団及び自主防災組織等に配備する 2.8 キロボルトアンペア出力の発電機を 50 台購入契約するものであります。

次に、議案第 55 号であります。除雪作業の効率化を図るため、8 トン級除雪ドーザを購入契約するものであります。

次に、議案第 56 号、平成 24 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。実施測量設計を先行させて、次年度以降の効率的な整備促進を図るため、歳出予算の組み替えを行うものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第 5、報告第13号、専決処分した事項の報告について、専決第 9 号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 1 ページでございます。報告第13号、専決処分した事項の報告についてでございますが、今回、交通事故に伴うものでございまして、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分したものでございます。

3 ページをお開きください。損害賠償の額を定め和解することについて、平成24年 1 月27日、南部町大字麦沢字長根地内において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定するものでございます。

1、相手方でございますが、南部町内の自動車販売会社でございます。

和解の内容でございますが、南部町は相手方に対し、損害賠償金として相手方の損害の100%、9 万8,643円を負担するというものでございます。

事故の概要でございますが、発生日時でございますが、平成24年1月27日、午前9時50分ごろ。

場所は、南部町大字麦沢字長根地内。

状況でございますが、上記日時、場所において、南部町所有の車両が凍結路面でスリップし、停車している相手方所有の車両に衝突し、車両の一部が破損したものでございます。

事故の場所は、ふだんでも日の当らない日陰の坂道の場所でございます。とりわけ、当日1月27日の朝の時間帯でございましたので、路面が凍結してございまして、当町公用車が、これは軽自動車でございますが、坂道を下る際、右カーブをして相手方車両が坂道の下に停車していたのを発見してブレーキをかけたところ、凍結路面でそのままスリップして滑りながら坂道を下っていき、大体時速10キロぐらいまでは落ちたのでございますが、止まり切れず左側に停車していた相手方トラック、これは車を運搬するキャリアカーでございますけれども、そのフロントバンパーに衝突したものでございます。

過失割合は、相手が停車しているということで100対ゼロでございました。

なお、示談成立は6月14日ということでございまして、時間がかかったものでございますが、実は、当町公用車が衝突してその後移動した際に、さらに、別な車両が同トラックにまた滑ってきてぶつかったという事故が発生いたしまして、相手方は2台に車にぶつけられたという結果となり、その当事者、相手方が当町を含め、もう人方とも調整を図りながらまた示談交渉をしたということで、時間がかかったものでございまして、今回の賠償金額は、実は、2台がぶつかってございますので両方折半ということございまして、相手方の車両の損壊は19万7,286円でしたが、そのうちの半分以上を当町分として9万8,643円を負担したものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。根市勲君。

○7番（根市勲君） 非常にこの事故が多くなっているように見受けられますけれども、少し、総務課長が甘いんじゃないのかと。びしっと厳しく厳重にその辺を何とかしなければまた止まらないような気がしますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員ご指摘のとおり、事故は少ないというわけではございません。
このほかには、自損事故もあったりしてございますので、嚴重に注意をしながら車の運転を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第13号を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第6、報告第14号、専決処分した事項の報告について、専決第10号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 報告第14号、専決処分した事項の報告について。

4ページでございます。これにつきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、草刈り作業中の事故についてでございます。これについて損害賠償の額を定め和解することについて専決処分したものでございます。

6ページをお開きください。損害賠償の額を定め和解することについて。平成24年6月12日、南部町大字下名久井字白山下川原地内において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定したものでございます。

相手方でございますが、南部町在住の60歳の男性の方でございます。

和解の内容でございますが、南部町は相手方に対し、損害賠償金として相手方の損害の100%、3万7,213円を負担する。

事故の概要でございますが、発生日時、平成24年6月12日、午後3時35分ごろでございます。

場所、南部町大字下名久井字白山下川原地内。

状況でございますが、上記日時、場所において、南部町の臨時職員が草刈り作業中、現場付近を走行中の相手方車両に飛石し、右フロントドアガラスが割れ、相手方の耳たぶを創傷したもの

でございます。

賠償額につきましては、車の修理代及び治療費、慰謝料等が含まれた3万7,213円でございます。

作業場所は、町道虎渡・広場線。虎渡から名川大橋を渡った付近の場所でございます。

まず、相手方のけがの状況でございますが、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、耳たぶを車のフロントガラスの破損で2ミリほど切ったものでございまして、当日、担当課長が病院へ本人と同行いたしまして、謝意を申し上げながら、治療はその日をもって終了してございます。

なお、示談日は7月10日にさせていただきましたが、けが人を出すという事故の重大性からその日の作業は中止いたしまして、防護ネットを使用するなど安全性の向上を図りながら現在も作業しているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） こういう事故の場合は、保険とかそういうのは役場で掛けているのかどうかとですね。

それから、多分、この臨時職員ということですから緊急雇用対策で採用した方が作業したのか、どうかはわかりませんが、今、町内どこの地域でも道路の脇を除草しているんですけども、この間、私もうちの部落の奉仕作業に出ていたら、非常にきれいに草刈っているところもあれば、場所によっては非常に雑に刈っているっていうんですかね。それで、役場で例えば草刈り作業を作業員に指示するときどういうふうな指示をしているんだろうって聞かれたんですよ。それはどういうことかと言ったら、広域農道をずっと走ってみれば旧福地分と旧名川分を見ると、旧名川分はきれいに根本から草を刈っていると。旧福地ぐらいいたら、石に当たったりいろんな物に当たれば危険だから、15センチ上を切ろうと言われて、15センチ上を切っているんだって聞いたら答えたっていうような話をして、「役場でそういう草刈りの仕方を指示しているのかい」とか言うから「わからない」って言ったら、これで一応、今回、ちょっとどういう作業を指示をしながらそういう作業をしているのかっていうのをちょっと伺いたいと思って質問をしました。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 保険と職員の関係のほうを私のほうから答弁ということで。

保険につきましては、町では全国町村会の総合賠償補償保険制度というのを掛けてございまして、身体の賠償につきましては最大2億円まで。また、物、物損につきましては最大1億円までという保険を掛けてございます。また、今回、臨時職員ということでございましたが、ご指摘のとおり緊急雇用の職員でございまして、基本的には面接をして草刈り機械を取り扱ったことがある職員ということと、また、経験者ということで所管を通じて採用しているところでございます。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 地区によって草刈りの違いがっていうことですが、建設課では、みんな同じく除草するようにしております。のり面の部分については1メートルぐらい、路肩については路肩の部分というような感じで、あとは草をきれいに取っているのかということですが、建設課はそのまま寝かせておくという指導でっております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 直接関係ないです。関連として伺いたいのは、こういうことだったんですね。ある日、旧南部町相内地区で路地を入っていきましてところ、路肩が崩れて側溝に車の鼻が突っ込んでしまったと。それで、バックで戻るにも腹がつかえたもんですから、レッカー車を呼んで脱出したと。それで、私道路なのかなと思ってあれしたら、保険使おうと思ったら、実は町道だったと。まあ、それで壊したのは壊したんだからって言って直したんだそうですよ。何万かで済んだらしいですから、それはそれでいいんでしょうけども、その話を聞きまして、町道なんであれば、これっていうのはかかったレッカーのコストですとか、そういったことっていうのは町の責任じゃないのかなと思うんですね。それを、一般の方に直させて「はい、ご苦労さまでした」ってそれで片づけるのも、これはやっぱ、町道であれば町が対応すべきではなかったのかななんて思ったりするんですよね。事は済んでしまったことなんでしょうからあれなんですけど、そういった基本的なものの考え方っていうのが課長を初め職員ですとか、どういうふうを考えて

いるのかなというふうなことをふと思ったわけですよ。どういうふうを考えていらっしゃるのか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 議員が話されました事故についてですけども、これは相内の幅1メートル20か50ぐらいですか。そういう幅の町道でありまして、時期は冬だったかなと思います。それで、落ちたのはレッカー車っていうか、路肩から外れて落ちたという状況。あそこはちょっと狭くてちょっと入っていったのが難しかったのかなと、私のほうは判断しております。それで、地元の人からの要望がありまして、何とか崩れないようにしてくれという要望がありました。建設課でその現場を見まして、何とか大型車が来ても入れるような道路を何とか今後、検討していきたいということを伝えております。

あとは、その道路の基本っていうんですか、狭い道路に対しては十分、それなりの車両が入って行くべきかなと。それで、随分無理して入って行ったような気がいたします。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） まあ、大きい車でも小さい車でも要があれば入っていかなくてもいいわけですよ。それで、その町道の管理っていうのは非常にシビアに考えている部分ってあるんですよね、町当局は。何千万も出して土地を取得して、そういう管理しようっていうようなところもあるわけですよ。ところがどっこい、あそこの現状を見るや昔っからあれは、元々あぜ道か何かだったんでしょうかね。あったところが少しずつ土を盛っては補強し、程度が悪かったから突っ込んだのかどうかはわかりませんが、ただ、基本的に現場の方、近所の方が申されるには「もうことしで何件目ですよ。あはははは」ってなもんでした。頻繁にそういった踏み外しのあれはあるわけですよ。そういったときに、やはりその私が申しているのは町道の管理っていう部分であって、今言っているのはあれですけども、例えば、今回その事例に関して大きい車でも小さい車でも路肩が崩れて、車の腹をつく。そういったことっていうのは、やはりその、町の道路の管理責任を取られてもしようがないんじゃないのかなと思うんですけども、その点についてはどうお考えですか。

○議長（坂本正紀君） これは、損害賠償の額を（「関連として伺っています」の声あり）和解することについての議題ですので、ちょっと議題から外れて…（「関連として伺っています」の声あり）ちょっと議題から外れておりますので。（「はい、わかりました」の声あり）

次、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 町で直接こうした作業するっていうのは、直接なかなかないかもしれませんが、よく、県のほうではそういう作業をするときには、さっき総務課長の保険を掛けているというような話でしたけれども、県では、例えば公共工事なんかやるときには、そういう工事補償保険を掛けろというようなことっていうのが、何年か前に弘前で農薬散布して、相当被害があったということで相当な金額が出たことがあったんですね。ですから、直接、町でこういう作業するっていうのは限定されるかもしれませんが、その辺の補償保険っていうかそういうようなちゃんとやっておいたほうがいいと思いますね。そうしなければ、何かあったときに町の責任って問われることがあり得ると思いますので、その辺はもう少し十分な検討が必要かと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 先ほど工藤議員さんからもご指摘がありました保険につきましては、こういう作業中の事故に関しましても補償が該当になるという、総合賠償補償保険制度っていうのに加入してございますので、これらで今後とも対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第14号を終わります。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第7、議案第53号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 7ページでございます。議案第53号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、南部町消防団名川第1分団、これは上名久井でございます。及び南部第4分団、これは門前でございます。消防ポンプ自動車の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。物品の表示、（1）品名でございます。先ほど町長の提案理由にもございました。CD-I型の消防ポンプ自動車でございます。台数は2台でございます。いずれも老朽化による更新を図るものでございます。

納入場所は南部町役場でございます。

売買代金でございますが、3,525万9,000円でございます。うち、消費税は167万9,000円となっております。

契約の相手方は、八戸市売市二丁目4-2、互光産業株式会社、代表取締役、稲部務氏でございます。

納期は、平成25年1月25日でございます。

参考資料として、お手元に入札一覧表を配布しております。ちょっとお手元に準備をいただきたいと思っております。総業第13号、業務名、施設等整備・企業導入事業（消防ポンプ自動車購入事業）というものでございます。入札業者名と入札額を読み上げます。荒沢商会、3,470万円。互光産業、3,358万円。三栄防火機材、3,440万円。八戸鉄工所、3,380万円。よって、最低価格の互光産業株式会社が落札でございます。落札率97.9%でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） この消防ポンプに関してですけれども、老朽化ということでございます

が、この2台について購入してから何年経過した車両か。

それと、町長の提案理由の中でもありましたけれども、更新計画っていうものがちょっと耳に入りまして、初めて聞いたような気がするんですが、この更新計画っていうのはどういった内容でつくられているか。公表できるものなのか。

それと、消防車両に関して大体何年ぐらいをめどに更新、また、屯所に関しても何年ぐらいで償却っていうことを考えているのか。その辺をもうちょっと詳しくお知らせをしていただきたい。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 老朽化ということでございますけれども、名川第1分団につきましてはことしで24年経過、南部第4分団につきましては23年という状況でございます。

先ほど計画ということでございますけれども、これはあの計画と。冊子でまとめているということではなくて、こちらの年次計画、基本的には前にも私は議会でも申し上げており、古い順から基本的に更新計画ということで、順番に進めていく更新計画という内容でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それで、32台あるわけでございますので、毎年1台ずつですと32年間かかりますので、時には2台、あるいは今後その分団の編成と、そういうのも考えていけば基本的には1台から2台の更新をしていくという計画でございます。

更新のめどでございますけれども、32台あって、1年ずつですと1台ずつですと32年かかるわけですけど、基本的には今やっている3年から25年の間で更新してまいりたいというふうに思っておりますが、これからの車両の台数の変動及び財政的なことも考えまして、この年度に車両の買い換え時期というものに関しましては、これは、今は23年から25年を目指しておりますが、基本的には30年ぐらい頑張っていたいただかなきゃいけないのかなというところも出てくるかもしれませんというふうに思っております。

最後に、屯所のこともございましたけれども、屯所につきましても基本的には合併してから古い順番に更新しているというのは基本でございまして、あとは、地区のバランスも考えながら実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第8、議案第54号、財産の取得について（発電機）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは9ページ、議案第54号、財産の取得についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、南部町消防団及び自主防災組織等へ配備する発電機の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

10ページをお願いいたします。物品の表示でございますが、品名、発電機でございます。2.8キロボルトアンペア出力の物でございます。

台数は50台でございます。消防の各分団用が32台、自主防災会等に配備するのは18台、計50台ということでございます。

納入場所は南部町役場でございます。

売買代金は、884万6,250円となっております。うち、消費税は42万1,250円でございます。

契約の相手方でございますが、三戸郡南部町大字剣吉字大坊7-1、株式会社宮本農機、代表取締役、宮本佳悦氏でございます。

納期は平成24年11月30日でございます。

入開札一覧表を読み上げたいと思います。総業第14号、南部町発電機購入業務でございます。浅坂モータース、847万円。F・Kサポート、1,165万円。梶沢モーター商会、957万5,000円。幾久屋建材、1,145万5,000円。澤田自動車、955万5,500円。宮本農機、842万5,000円で落札でございます。落札率は82.2%でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 二、三伺いますけども、今とりあえずその自主防災会に18台、消防団に32台で合計50台と説明があったんですけども、現在、この南部町内ではこういう発電機というのはどの程度所有して、どこに配置しているかっていうことと、この想定されるこの発電機、電気が止まったときに使うために買うわけですけども、それぞれの自主防災会、それぞれの消防団の判断で用途はある程度任せるといような考え方で、これを配置するのか。あるいは、この何か役場で一定の基準を設けて「こういうようなものに使ってください」ということでやるのか、その辺の使い方についての指針みたいなものがあるかないか、説明をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） まずあの、発電機がどのぐらい納入されてるのかということでございますけれども、昨年11月に契約させていただいたのが可搬式の発電機を13台購入してございます。これは、主に本庁舎、分庁舎及び公民館等でございます。そのほかに、これは総務課所管で購入した分ですが、そのほかに各課、各施設で購入している分もあったはずでございますが、基本的には去年13台入れてございます。

また、自主防災会18台、消防団32台ということで、用途はということでございますけれども、運用指針につきましては、基本的には停電時の電源の活用ということが基本でございまして、例えば、一般的に何かお祭りのときに持って行って使うとか、そういうのも認めるか認めないかっ

ていうのは今ちょっと微妙なところでございますけれども、基本的には災害のための運用ということを、これから自主防災会の皆さんにお示ししていきたいというふうに思っております。基本的に2.8キロでございますので、照明及び暖房等々に運用していただければなというふうに思っておりますし、消防団につきましては、ある程度発電機の運用に関しましては、その団独自の運用ということでもいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。中村善一君。

○10番（中村善一君） 発電機だけ買ってきて、照明は買ってくれないわけですけども、照明はどういうふうにつけるんですか。発電機から持っていく照明っていうのは、普通の電気をすばっとやって、100ワットのをぱっとやるんですか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 運用方法の例題として照明と申しましたけども、照明につきましてもいろいろな照明、基本的には投光器的な物の照明も使いますし、蛍光灯等にも使えるわけでもございますし、または、これはあのインバータ方式でございますので安定電源で供給できますので、パソコン等々の運用もできると。町内会、火防団にそういうことまではないかと思いますが、そういう電気製品につきましても運用できるというものでございますので、照明は用意しないのかということでございますけども、自主防災会のほうでこれからどういう運用していくかということも見きわめていただきながら、そういう補助事業等も活用していただきながらあるわけでございますので、そういう装備はまた、独自でもそろえていただければなというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 発電機が普及するのはいいことなんですけど、3.11のときに、実はうちにもたまたま発電機があったもんですから重宝しました。重宝したんですけど、ガソリンがなかったんですよ。ああいうときに。発電機といえども最後の車を動かすそのために、温存していこ

うなんていうあれがあったもんすから、使いたいように使えなかったという現状があるんですよ。そういうあれを考えると、発電機だけじゃなくてやっぱり燃料の確保というのも考えなくてはだめなのかなって、私はずっと思っていたんですけども、その辺はどう考えていますか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 今回のこの金額には、基本的には予備の携行缶20リッターの缶も一つ附属品で購入いたしまして、つける予定でございます。それも含んでお渡しするということでございます、あまりストックしておくのもどうなのかなというふうには思いますけども、やはり、その辺も随時、使えるときは使う。訓練のとき使いながら長期間の保存というのはあんまり好ましくないなど。20リッターは保管してもいいというふうにはなっておりますけども、その辺も指導してまいりたいなというふうに思っております。

また、各ガソリンスタンドの常日ごろの保存料と申しますか、そういうのも地震のときは一たん確認はいたしました。緊急用に、やはり緊急自動車用にはやっぱり供給できるけども、一般の方にすぐ何リッターというのは、難しいときがあるなというふうにこちらも思っておりますので、また、町内の商工会等とも協定を今回結ばせていただきましたので、そういう業者さんともこれから相談をしながら、そういう燃料体制の供給については進めていきたいというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 停電を伴う災害というのは、まず、それはいつもいつもそうなるわけではないでしょうけど、ただ、町で指定するといいますか、災害が発生したときに避難場所として指定する場所がありますよね。各集落の集会所とか、そういうところへの対応っていうものは、これで十分賄えるようになりますか。避難場所として町で指定する場所に対する発電機、その他の、まあ停電が伴ってなければいいでしょうけども、水とかなんかであれば場所を移動するだけで済むってことがありますけれども、停電を伴う場合の避難場所として指定した場所への充足率。発電機というのは、前あったときに「発電機があればよかったな」という話が、大分、町内ではあるんですよ。いろんなところで聞きますと。避難場所としてあっても停電だと。そこに発電機があって、それを何かの形で照明が使えるれば安心だという話があったもんですから、避難

場所として指定する場所への充足率といいますか。その辺の対応はどうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 町ではまず、防災計画に基づいて避難場所を指定してございますけども、学校、公民館等も含めて。第一義的には公民館等ということになりますが、各地区の集会所における近場の施設に避難するというのは、今回の例もございますので、それらも含めて充足していくように。基本的には、自主防災会の拠点となる場所は、基本的には地区の集会所というふうに認識してございますので、それらも含めて台数等を充足していけばいいのかなというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第9、議案第55号、財産の取得について（除雪ドーザ）を議題いたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案第55号、財産の取得についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、除雪ドーザの購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、12ページでございます。物品の表示でございますが、品名、除雪ドーザ8トン級1台でございます。

納入場所は南部町役場でございます。

売買代金が1,034万2,500円でございます。うち、消費税は49万2,500円となっております。契約の相手方でございますが、八戸市大字長苗代字化石34番地1、コマツ建機販売株式会社東北カンパニー八戸支店、支店長、天摩義昭氏でございます。

納期は、平成24年11月30日でございます。

入開札一覧表でございますが、工事番号、建設備第1号、南部町除雪ドーザ購入業務。上から順番にキャタピラー東北が1,590万円。KCMJ、989万円。コマツ建機販売、985万円。TCMは辞退でございます。この辞退理由は、納期が間に合わないということでございました。日立建機日本は1,180万円。よって、最低価格入札者、コマツ建機販売株式会社が落札でございます、落札率60.39%でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 具体的な除雪ドーザについての質問ですが、今までこのような機械を購入されたことがあるのでしょうか。これから、町が除雪するための設備を整えていくのでしょうか。もし、そうであるならば、これからの除雪作業はどのような組織形態になっていくのでしょうか。

また、除雪ドーザ購入後の管理や除雪について、町職員が行っていくのかどうか。この除雪ドーザについてのさまざまなこれからについてお聞きしたいと思います。

また、この除雪ドーザを購入するに当たっての背景は、どのようなことがあるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 除雪の体系についてですけども、このドーザを買う理由は南部地区のほうに三戸広域とかそういう方面に使用します。

これからどのようにやっていくかということですけども、今現在、町の保有台数が8台ありまして、それで除雪委託、業者から借りてやる除雪車が35台あります。レンタルしているグレーダーが2台あります。今、そういう現状になっております。

それで、これから受ける側の借りている業者ですけども、いろいろ会社を閉じたりして、今除雪体制のほうをさらに検討していかなければならないと思っております。まず、町のほうで除雪を增強していかなければならないと考えております。

あと、施設関係ですけども、この機械をどんどん入れていくとなれば、今現在8台あるわけなんですけれども、福地のほうとそれから名川に保有しております。それがだんだんふえていきますと、今度は格納する場所がなくなりますので、それを何とか確保していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今、説明お聞きしましたんですが、一番最初に「三戸広域が」ということが言葉として聞こえてきましたが、そういう組織にお貸しするということなのでしょう。ちょっとここがよくわかりませんでしたので。

そして、除雪に対してはたくさんの議員の皆さんからのご注文があってご存じとは思いますが、民間の建設会社などが請け負っていただくには大変苦勞があって、町のほうでも独自の体制を築いて職員の皆さんも動員して除雪に力を入れていくということをおっしゃっているのでしょうか。その点を、もう一度説明していただけないでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 三戸広域っていうのは路線です。路線の除雪です。赤石から三戸方面に長谷寺のほうに向かっていく道路です。

それで、職員の努力っていうことですけども、職員では除雪は現在しておりません。それで、職員はまず、この除雪の指導のほうに当たりますので、何とか業者のほうにお願いするという形

を取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第10、議案第56号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤満君） 13ページをお開きください。議案第56号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

14ページをお開きください。第1表をごらんください。歳入の補正はありません。

歳出の補正は、2款の下水道建設費の補正となります。

15ページをお開きください。明細について説明します。2款1項1目の公共下水道建設費の13節委託料を3,000万増額します。15節工事請負費から3,000万円を減額いたします。

公共下水道建設費の全体の補正はゼロとなりますので、補正前の額と同じく2億2,152万5,000円となります。

補正の理由ですけれども、当初の予算要求は、今までどおり年度内で工事を行う箇所の実施設計

業務を委託し、設計書を作成して工事を実施することとしております。下水道事業は、社会資本総合整備交付金事業を活用しており、交付金の決定が6月下旬に決定されます。それで、業務委託の発注時期が7月、業務期間が11月ごろとなります。それで、毎年、工事の発注が10件ぐらいなんですけども、年度内の工事が困難となって、繰越工事が何件か発生しております。まず、今補正ということですが、年度内の工事分の実施設計委託業務により設計書を作成して、工事を実施する従来の考え方を改めたいと。それで、繰越工事をなくすように平成25年度から27年度の3カ年分の実施設計業務を先取りして、次年度以降の早期の工事着手を目指し、効率的な整備促進を図りたい。それで、工事費を3,000万円減額し、委託料を3,000万円増額していきたいと。なお、今減額した3,000万円分については、25年度で工事費として取り組んでいくものでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第45回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日、提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、全議案とも原案のとおりご議決を賜り、心より御礼を申し上げます。

なお、本日ご議決いただきました議案の中におきまして、とりわけ、消防ポンプ自動車並びに発電機の購入は、地域防災力の向上を高めるためのハード面であり、ソフト面としまして、町では、8月5日、南部、駅前地区の「すみやの河川公園」を主会場に、防災訓練を実施する予定でございます。消防団員あるいは自主防災組織会員を初め、関係機関及び町民の皆様の積極的な参加のもと、災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと存じますので、議員各位のこれまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく梅雨が明け、本格的な暑さに向かう時期でございますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、一層のご活躍をご祈念し申し上げまして、本臨時会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これをもちまして、第45回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂本正紀

署名議員 立花寛子

署名議員 川守田 稔